

主要行等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-3 業務の適切性等</p> <p>III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-3-2-4-3 <u>リスク管理債権額の開示</u></p> <p>(1) 連結ベースのリスク管理債権額については、中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表に基づき銀行及び連結の範囲に含まれる子法人等について作成されているか。</p> <p>(2) 開示区分</p> <p>① 破綻先債権</p> <p>施行規則第19条の2第1項第5号口(1)の「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金」については、昭和41年9月5日付国税庁長官通達「金融機関の未収利息の取扱いについて」に基づき未収利息を益金に算入しなかった場合等をいう。</p> <p>② 延滞債権</p> <p>イ. 施行規則第19条の2第1項第5号口(2)の「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの」については、「金利棚上げにより未収利息を不計上とした貸出金」をさるものとする。</p> <p>ロ. 「延滞債権」に「金利減免」が含まれるかどうかについては、金利減免後の利息回収状況により判断するものとし、金利減免後の未収利息について収益不計上が認められる場合には、「延滞債権」として開示対象債権に含まれることに留意する。</p> <p>③ 貸出条件緩和債権 [略]</p>	<p>III-3 業務の適切性等</p> <p>III-3-2 情報開示（ディスクロージャー）の適切性・十分性</p> <p>III-3-2-4 開示に当たっての留意事項</p> <p>III-3-2-4-3 <u>不良債権の額の開示</u></p> <p>(1) [削除]</p> <p>(2) [削除]</p> <p>① [削除]</p> <p>② [削除]</p> <p>[同左]</p>